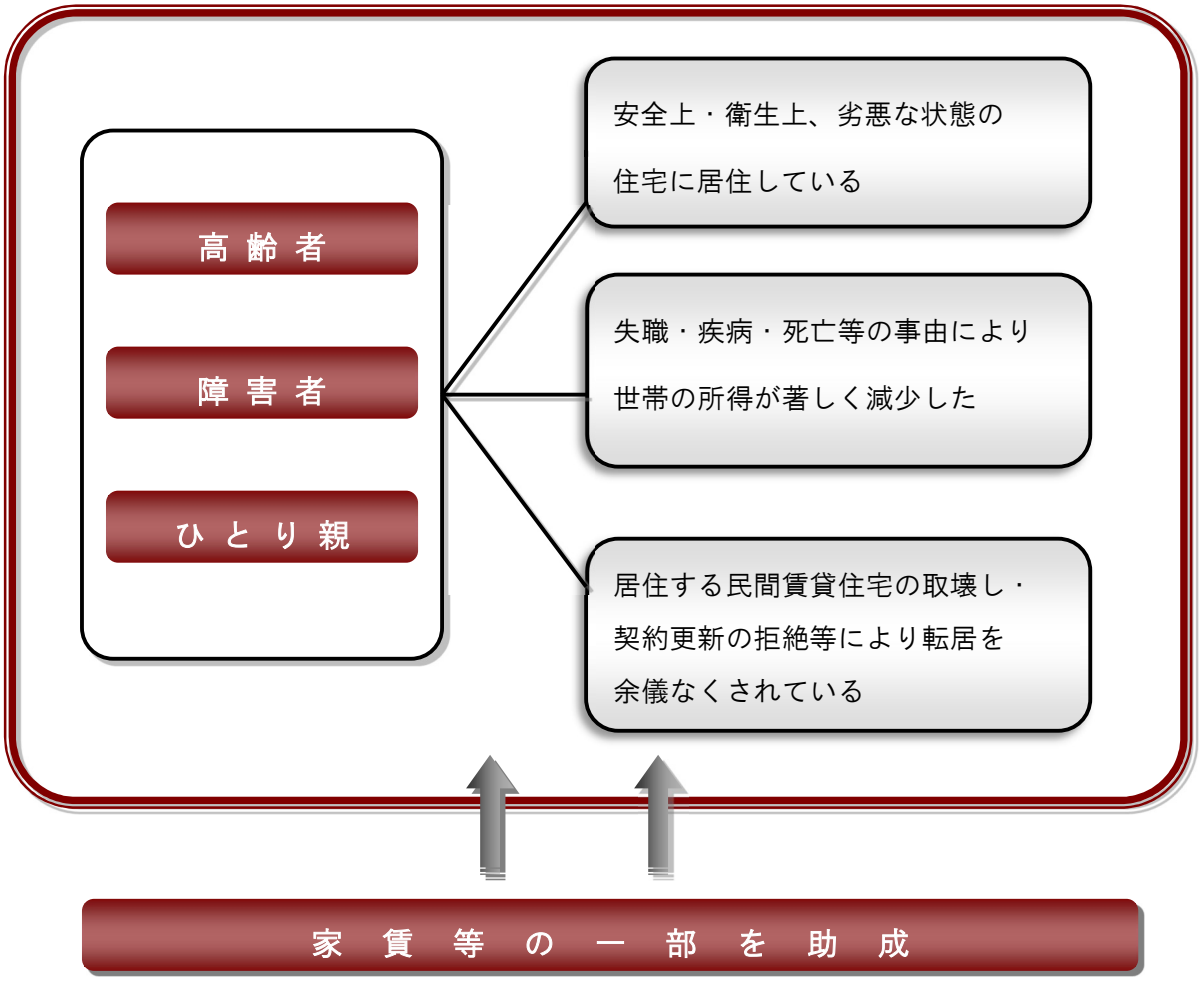
千代田区

居住安定支援家賃助成

令和８年７月１日現在



お問い合わせ先

〒１０２－８６８８ 東京都千代田区九段南１－２－１
千代田区 環境まちづくり部 住宅課 住宅管理係
ＴＥＬ　０３－５２１１－４３１９ （直通）
ＦＡＸ　０３－３２２１－３４１０
Ｍａｉｌ　juutaku@city.chiyoda.lg.jp

対 象 世 帯

【A】・【B】・【C】のすべての要件を満たす世帯であること

【A】 〔ア〕～〔ウ〕 いずれかの世帯である

〔ア〕高齢者世帯

- ６５歳以上の単身世帯
- ６５歳以上の方を含み、６０歳以上の方だけで構成されている世帯

〔イ〕障害者世帯

- 身体障害者を含む世帯（身体障害者手帳４級程度以上）
- 知的障害者を含む世帯（愛の手帳４度程度以上）
- 精神障害者を含む世帯（精神障害者保健福祉手帳３級程度以上）

〔ウ〕ひとり親世帯

- １８歳以下の子※を扶養しているひとり親世帯･ＤＶ（家庭内暴力）被害者※世帯

  ※　18 歳に達する日の属する年度の末日（3/31）までの子

  ※ＤＶ（家庭内暴力）被害者は、18 歳以下の子を扶養しており、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）第１条第２号に規定する被害者で、次の[ア]または[イ]のいずれかに該当する方です。

  [ア] 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護又は母子保護施設において保護を受けてから５年以内である

  [イ] 配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから５年以内である

  である者

【B】 ①～③のいずれかの事由に該当する

① 居住している住宅・社宅等から１年以内に退去することを求められている
（建物の取り壊し、定期建物賃貸借契約等を除く賃貸借契約の契約更新拒絶その他本人の責めに帰さない事由に限る。）

② 安全上・衛生上劣悪な状態の民間賃貸住宅に居住している
（詳細は P5 記載。助成は転居一時金助成・火災保険料助成のみ。）

③ やむを得ない事由により世帯の所得が著しく減少した
（世帯構成員の死亡・失職・疾病や、災害等による所得減少）
※離婚・定年・自主退社・自営業での経営不振による所得減少は含まれません。

【C】 以下のすべての条件に該当する

☐ 千代田区内に引き続き２年以上居住し、住民登録をしている
■ 世帯の所得が以下の額よりも低い
　☐ 【B】①・②の事由に該当 → 月額 200, 000 円以下
　☐ 【B】③の事由に該当 → 月額 104, 000 円以下
☐ 同居する者全員が、住民税を滞納していない
☐ 生活保護を受給していない
☐（原則）居住者本人が契約者となっている民間賃貸住宅に住んでいること

助 成 内 容

【１】家賃助成

◆ 助成額 ／ 原則一律月額 57,000 円
（家賃が月額 57,000 円未満の場合は家賃の実費相当分を助成）
◆ 期 間 ／ 最長５年間
◆ 支給方法／ 家賃支払状況を確認後、３か月分の助成金を後払い。
4～6 月分→6 月、7～9 月分→9 月、10～12 月分→12 月
1～3 月分→3 月の各月に対象世帯の口座に助成金を振り込み。

【２】転居一時金助成

◆ 助成額 ／ 礼金（権利金）と仲介手数料の合算額
◆ 限 度 ／ 礼金（権利金）および仲介手数料の合算額（家賃基準額または実際
◆ の家賃のうち、少ない方の 3 か月分まで）
◆ 支給方法 ／ 礼金（権利金） 及び 仲介手数料の領収書を確認後の後払い。

【３】契約更新助成

◆ 助成額 ／ 賃貸借契約更新のために支出した更新料の額
◆ 限 度 ／ 賃貸借契約の更新のために支出した更新料の額（家賃基準額の 1 か月
◆ 分まで）
◆ 支給方法 ／ 契約を更新したことを証する書類 及び 契約更新料の領収書を
確認後の後払い。

【４】火災保険料助成

◆ 助成額 ／ 加入した火災保険の保険料相当額
◆ 限 度 ／ 年額 10,000 円まで
◆ 支給方法 ／ 保険証書 及び 保険料領収書を確認後の後払い。

家賃基準額

	住戸占有面積	家賃基準額
１人世帯	２０㎡ ～ ２５㎡未満	７４，０００円
	２５㎡ ～ ３０㎡未満	９０，０００円
	３０㎡以上	１０７，０００円
２人世帯	２５㎡ ～ ３０㎡未満	９０，０００円
	３０㎡ ～ ３５㎡未満	１０７，０００円
	３５㎡ ～ ４０㎡未満	１２３，０００円
	４０㎡以上	１４０，０００円
３人以上世帯	２５㎡ ～３０㎡未満	９０，０００円
	３０㎡ ～３５㎡未満	１０７，０００円
	３５㎡ ～ ４０㎡未満	１２３，０００円
	４０㎡ ～ ４５㎡未満	１４０，０００円
	４５㎡以上	１５０，０００円

助成を受けるまでの流れ

※ 必ず賃貸借契約の締結・更新の前に手続きを行ってください。

住み替えや契約をする前の手続き

【 助 成 相 談 】下記の書類をご提出ください。（印鑑が必要です）

- □ ①住み替え相談申込書（区所定用紙）
- □ ②住民票（続柄必要）
- □ ③申請理由を証明できる書類（立退き要求確認書、住宅状況調査票など）
- □ ④所得課税証明書
- □ ⑤納税証明書
- □ ⑥その他（障害者手帳、DV 被害者であることがわかる書類など）

↓

住み替え・契約

↓

住み替えや契約をした後の手続き

【 助 成 申 請 】下記の書類をご提出ください。（印鑑が必要です）

- □ ①助成申請書（区所定用紙）
- □ ②同意書（区所定用紙）
- □ ③転居後の住民票（続柄必要）
- □ ④賃貸借契約書
- □ ⑤契約金に関する領収書（礼金や仲介手数料、火災保険料等の領収書）

↓

審 査

◇ 助成できる場合
→ 助成決定通知書を送付します。

◆ 助成できない場合
→ 助成不承認通知書を送付します。

毎年６～７月頃に行う必要がある手続き

【 現況報告書類の提出 】

＊ 毎年６～７月頃に、助成の更新手続きとして必要書類を提出していただきます。

＊ 助成対象としての要件を欠く場合や、現況報告書類の提出を怠った場合は、助成打ち切りとなることがあります。

安全上・衛生上劣悪な状態の民間賃貸住宅について

◆ 下表の中で該当する事項が２点以上あり、住環境を改善するための住み替えを行う場合に助成対象となります。

◆ 申請にあたっては、担当職員による現地・居室内等での実態調査を受けていただく必要があります。

◆ 安全上・衛生上劣悪な状態の民間賃貸住宅に居住していることを申請理由とする場合、助成は転居一時金助成・火災保険料助成のみです。（家賃助成・契約更新助成はありません。）

	事　項	状　態
1	住戸占有面積	住戸占有面積が次の条件を満たす １人世帯･･･２０㎡未満　２人世帯･･･２５㎡未満 ３人世帯･･･３５㎡未満　４人以上世帯･･･４５㎡未満
2	構　　造	住宅の構造が高齢者・障害者の生活に適していない
3	台　　所	台所が他の住戸と共同である
4	ト イ レ	トイレが他の住戸と共同である
5	風　　呂	住戸に風呂が設置されていない
6	昇　　降	エレベーターのない住宅の３階以上に居住している
7	建　　物	倉庫等、住宅以外の建物に居住している

そ の 他

◆ 立退き料や移転補償料を受領している場合は、助成額の計算方法が異なります。

◆ 助成金は、所得税法上の雑所得に含まれます。助成金を受給することで確定申告をする必要が生じる場合がありますので、ご注意ください。

◆ 住み替え先の住宅は、千代田区内の民間賃貸住宅をご自身でお探しください。

◆ 月額所得金額の算出には、下記の計算式を用います。

$$\text{月額所得金額} = \frac{\text{入居者・同居親族の合計所得} - \text{公営住宅法で定める控除額}}{12}$$

公営住宅法で定める控除一覧	
同居親族または扶養親族	1 人につき 380, 000 円
特定扶養親族 （所得税法上の扶養親族で 16 歳以上 23 歳未満の人）	1 人につき 250, 000 円
老人控除対象配偶者または老人扶養親族	1 人につき 100, 000 円
特別障害者 （身体１・２級、精神１級、愛の手帳１・２度）	1 人につき 400, 000 円
障害者 （身体３～６級、精神２・３級、愛の手帳３・４度）	1 人につき 270, 000 円
寡婦	270, 000 円
ひとり親	350, 000 円
所得が「給与所得」または「年金所得」	各所得につき 100, 000 円